

別記第六号の四様式（第六条の二関係）（平14法省令13・全改、平23法省令43・平31法省令7・令元法省令10・一部改正）

（表）

在 留 資 格 認 定 証 明 書

日本国政府法務省

番号No.

氏 名	性別 男 女	写真
国籍・地域	生年月日 年 月 日	
日本での職業及び勤務（通学）先等		
上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。		
在留資格		
年 月 日 ※		

（注意）

- 1 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。
- 2 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。
- 3 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。

- （注）1 ※には在留資格認定証明書を交付する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

(備考)